

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	348.1	—	348.0	—	348.0	—
備蓄米	12.6	—	12.0	—	12.0	—
飼料用米	—	—	—	—	—	—
米粉用米	0.9	—	0.9	—	0.9	—
新市場開拓用米	0.5	—	1.0	—	1.0	—
WCS用稲	—	—	—	—	—	—
加工用米	13.5	—	13.5	—	13.5	—
麦	—	—	—	—	—	—
大豆	0.1	—	0.1	—	0.1	—
飼料作物	4.8	—	4.8	—	4.8	—
・子実用とうもろこし	—	—	—	—	—	—
そば	65.7	—	51.3	—	51.3	—
なたね	—	—	—	—	—	—
地力増進作物	1.7	—	1.5	—	1.5	—
高収益作物	61.8	—	39.8	—	39.8	—
・野菜	51.1	—	32.1	—	32.1	—
・花き・花木	6.3	—	4.5	—	4.5	—
・果樹	4.4	—	3.1	—	3.1	—
・その他の高収益作物	—	—	0.1	—	0.1	—
その他	—	—	—	—	—	—
・	—	—	—	—	—	—
畑地化	—	—	39.4	—	39.4	—

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	野菜・花き・花木・果樹・ その他（別紙1）（基幹）	高収益作物への助成	実施面積	（R4年度）61.8ha	（R5年度）39.8a
2	地力増進作物（エンバク、 ソルガム、ライムギ、ヘア リーベッチ、コブ減り大 根）（基幹）	地力増進作物への助成	実施面積	（R4年度）1.7ha	（R5年度）1.5ha
3	そば（基幹）	そばの作付（地域の取 組に応じた配分）	実施面積	（R4年度）65.7ha	（R5年度）51.3ha
4	地力増進作物（エンバク、 ソルガム、ライムギ、ヘア リーベッチ、コブ減り大 根）（基幹）	地力増進作物の作付 （地域の取組に応じた 配分）	実施面積	（R4年度）1.7ha	（R5年度）1.5ha （R6年度）1.6ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:長野県

協議会名:原村農業再生協議会

新様式(公表用)

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	高収益作物への助成	1	25,000	野菜・花き・花木・果樹・その他(別紙1)(基幹)	作付面積に応じて支援
2	地力増進作物への助成	1	5,000	地力増進作物(エンバク、ソルガム、ライムギ、ヘアリーベッチ、コブ減り大根)(基幹)	作付面積に応じて支援 播種、植え付け、すき込み等管理の状況がわかる作業日誌を備え付けること
3	そばの作付(地域の取組に応じた配分)	1	20,000	そば(基幹)	作付面積に応じて支援 農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること
4	地力増進作物の作付(地域の取組に応じた配分)	1	20,000	地力増進作物(エンバク、ソルガム、ライムギ、ヘアリーベッチ、コブ減り大根)(基幹)	作付面積に応じて支援 播種、植え付け、すき込み等管理の状況がわかる作業日誌を備え付けること

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別紙

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

原村農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
原村農業再生協議会	8,690,000	8,690,000	8,690,000

(注) 追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

8,690,000円

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3																合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)				
				戦略作物								新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物						その他			
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米	野菜					花き・花木	果樹	その他の高収益作物							
1	高収益作物への助成	1	25,000															2,974	400	80	4		3,458	8,645,000	
2	地力増進作物への助成	1	5,000															90					90	45,000	
3	そばの作付(地域の取組に応じた配分)	1	20,000																						
4	地力増進作物の作付(地域の取組に応じた配分)	1	20,000																						
合計(基幹)※4			実面積															90	2,974	400	80	4		3,548	8,690,000
合計(二毛作)※4			実面積																						

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

県から配分された額に応じて以下の通り調整する。

- 1、追加配分のうち地域の取り組みに応じた配分額については、経営所得安定対策等実施要綱(別紙13)の3の(2)の③による様式11-11号にて報告した面積に配分する。
- 2、追加配分枠については、活用方法の明細(個票)の単価欄に記載した単価を上限に計画面積の変動に応じて、整理番号1に充当する。
- 3、県内調整等の結果、さらに配分があった場合は、上記2の単価調整方法に準じて単価調整を行う。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- 1、追加配分のうち、地域の取り組みに応じた配分枠の調整
各用途ごとの所要額の確定後、余剰分は県計画の調整方法に基づき流用を行う。
また、用途ごとの所要額が配分枠を上回る場合は、県計画に基づく調整方法により配分された額を加算して算定する。
県による調整後も所要額が配分枠を超える場合は以下の通り単価を調整する。
① 実績面積が計画面積(様式11-11号報告)以内の用途は単価変更しない。
② 単価調整係数(小数第5位以下切り捨て) = (①の実績額を除く配分額 + 県による調整額) ÷ ①の実績額を除く所要額
③ 調整後の単価(円未満切り捨て) = ①以外の各用途の交付単価 × 単価調整係数
- 2、当初配分枠 + 地域の取組に応じた配分を除く追加配分額の調整
(1) 所要額が配分枠を下回る場合の余剰分は県計画の調整方法に流用する。
(2) 所要額が配分枠を超過した場合、県計画に基づく調整方法により配分された額を加算して算定する。
(3) 県による調整後も所要額が配分枠を超過する場合は、以下により単価調整を行う。
① 単価調整係数(小数第5位以下切り捨て) = (当初配分額(地域の取組に応じた配分を除く追加配分額を含む) + 県による調整額) ÷ 所要額
② 調整後の単価(円未満切り捨て) = 各用途の交付単価 × 単価調整係数

6. 高収益作物について

以下の品目は高収益作物として推進する。(金額は農産物直売所から聴取)
えごま(340,000円/10a)
花豆(720,000円/10a)
(村内で一般的に作付けされている主食用米(あきたこまち)130,356円/10a)

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	原村農業再生協議会		整理番号	1		
使途名	高収益作物への助成					
対象作物	野菜・花き・花木・果樹・その他（別紙1）（基幹）					
単 価	25,000円/10a以内（上限単価：30,000円/10a）					
課 題	<p>【令和4年度の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度目標の達成状況 達成度100.8% ・達成状況に対する評価 達成 ・要因 水稲からの転作により果樹の作付面積が約1.9ha増加したため。 <p>【令和5年度の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当村の農業の主力は水稲とセルリーやブロッコリーを中心とした高原野菜やスターチス、トルコギキョウなどの花き、鉢花等で、多品目複合産地となっている。また、近年消費者の健康志向高まりにより、えごまや豆類等の需要が村内外の農産物直売所を中心に増加しており、農家の所得増進のための重要な品目となっている。しかしながら村内の畑については、セルリー農家をはじめとする大規模農家が貸借等により農地集積を行っており、野菜花き果樹等の生産を希望する水田経営農家について畑の確保が困難となっている。このため、水田経営農家の経営の安定を図り、所得向上を目指すため、水田における野菜等の高収益作物作付けの拡大を目指す必要がある。 					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施面積 (ha)	目標	60.8	60.5	61.3	39.8
		実績	60.1	61.1	61.8	
内 容	・助成対象水田において、高収益作物を作付した場合に助成する。					
具体的要件	<p>①助成対象者 経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金に加入申請した農業者。</p> <p>②助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱に規定する助成水田をいう。 なお、助成単位はaとし、小数点以下は切り捨てるものとする。</p> <p>③具体的要件 助成対象者が、助成対象水田において、権原に基づいて対象作物を通常の栽培方法により栽培した場合、又は、全作業受託により対象作物を通常の方法で作付した場合に、作物作付の面積に応じて助成する。また果樹については令和元年度以降に植栽されたものであること。なお、当該年度に収穫販売できないものについては適切な肥培管理が行われていること。 ※通常の栽培方法 当地域における栽培として通常の収穫を挙げるのに十分な植栽密度があるととも通常の肥培管理が行われていること。 ※全作業受託 主要三作業（耕起・整地・播種・収穫）のすべての作業を受託していること。</p> <p>④その他 ・同一のほ場で、同一年度内に複数回作付された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。</p>					
取組の確認方法	<p>①助成対象者 経営所得安定対策交付金交付申請書により確認する。</p> <p>②助成対象水田 経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書及び水稲生産実施計画書、農業共済細目書との照合、又は聴取調査等により確認する。</p> <p>③対象作物及び通常の栽培方法の確認 出作も含め、地区委員と共に現地確認により確認する。</p> <p>④作業受託 受託作業契約書類、作業日誌により確認する。</p> <p>⑤出荷販売の確認 経営所得安定対策等実施要綱に基づく、出荷販売の確認。</p> <p>⑥面積の確認 水田台帳及び、現地での計測により確認する。</p>					
成果等の確認方法	令和5年12月28日までに 経営所得安定対策の交付対象面積により確認する。					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和4年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	原村農業再生協議会		整理番号	2		
用途名	地力増進作物への助成					
対象作物	地力増進作物（基幹） エンバク、ソルガム、ライムギ、ヘアリーベッチ、コブ減り大根					
単 価	5,000円/10a以内（上限単価：6,000円/10a）					
課 題	<p>【令和4年度の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度目標の達成状況 達成度113.3% ・達成状況に対する評価 達成 ・要因 地力増進作物に対する支援措置が追加されたことにより作付面積が増加したため。 <p>【令和5年度の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連作障害対策や病害虫防除対策（2017年度に当村の一部の農地で重要病害虫が確認され、2018年度から植物防疫法の緊急防除区域に指定されたことにより発生ほ場での野菜の作付けが制限され、農薬による防除が開始された。この間、不作付けによる降雨等での土壌の流亡の防止と雑草の抑制を図るため、エンバク等の地力増進作物の作付けが必要となった）は野菜、花きなどの高収益作物の安定した生産を図るうえで欠かせないため当該作物作付けへの支援を継続する。 					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施面積 (ha)	目標	3.0	1.5	1.5	1.5
		実績	1.4	1.2	1.7	
内 容	助成対象水田において、連作障害対策や病害虫防除対策等の目的で地力増進作物を作付した場合に助成する。					
具体的要件	<p>①助成対象者 経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金に加入申請した農業者。</p> <p>②助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱に規定する水田をいう。なお、助成単位はaとし、小数点以下は切り捨てるものとする。</p> <p>③具体的要件 助成対象者が、前年に地域振興作物の作付を行った助成対象水田において、権原に基づいて対象作物を通常の栽培方法により栽培した場合、又は、全作業受託により対象作物を通常の方法で作付した場合に、作物作付の面積に応じて助成する。ただし、地力増進作物の播種、植え付け、すき込み等管理の状況がわかる作業日誌を備え付けること。地力増進作物については、通常の管理等を行うとともに、ほ場へのすき込みを行うこと。 ※通常の栽培方法 当地域における栽培として通常の収穫を挙げるのに十分な植栽密度があるとともに通常の肥培管理が行われていること。 ※全作業受託 主要三作業（耕起・整地・播種・すき込み）のすべての作業を受託していること。</p>					
取組の 確認方法	<p>①助成対象者 経営所得安定対策交付金交付申請書により確認する。</p> <p>②助成対象水田 経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書及び水稻生産実施計画書、農業共済細目書との照合、又は聴取調査等により確認する。</p> <p>③対象作物の通常の栽培方法の確認 出作も含め、地区委員と共に現地確認により確認する。また、前年の現地確認結果により地域振興作物の作付の有無について確認する。</p> <p>④地力増進作物の通常の管理（すき込み）の確認 作業日誌等により確認する。</p> <p>⑤作業受託 受託作業契約書類、作業日誌により確認する。</p> <p>⑥面積の確認 水田台帳及び、現地での計測により確認する。</p>					
成果等の 確認方法	令和5年12月28日までに 経営所得安定対策の交付対象面積により確認する。					
備考	同一ほ場への連続支援は原則2年間までとする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和4年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	原村農業再生協議会			整理番号	3	
用途名	そばの作付（地域の取組に応じた配分）					
対象作物	そば（基幹）					
単 価	20,000円／10a以内					
課 題	<p>【令和4年度の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度目標の達成状況 達成度97.3% ・達成状況に対する評価 概ね達成した ・目標達成に至らなかった理由 農家提出の水田営農計画書の面積で目標設定したが、計画時より実績面積が下回ったため。 <p>【令和5年度の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当村の水田の有効活用を推進するうえで、そばの作付拡大の推進は高収益作物と並び欠かせない取組になっている。農家の高齢化、担い手不足対策として、野菜、花きよりも管理が比較的容易なそばの作付けは非常に有効なため、当該作物の作付け拡大の推進を継続する。 					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施面積 (ha)	目標	69.0	67.0	67.5	51.3
		実績	66.5	65.6	65.7	
内 容	地域の取組に応じた追加配分のうち、そばの取組に支援					
具体的要件	<p>助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙13の3の(2)の地域の取組に応じた配分額の算定手順のうちそば・なたねの取組に係る手続きが行われている者とする。 <p>取組要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙13の3の(1)の②の「そば・なたねの作付け」に基づき、農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。 <p>※自家加工については、経営所得安定対策等実施要綱様式第9-2号「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売計画書兼出荷・販売実績報告書」を、直売所での販売については、直売所と取引契約を締結又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画を作成すること。</p>					
取組の 確認方法	<p>○地域協議会にて以下の書類 及び現地確認により確認する。</p> <p>営農計画書（交付申請書）、出荷・販売契約書、畑作物の自家加工販売計画書、直売所への販売計画書、販売伝票、自家加工台帳、作業日誌、その他必要に応じて地域協議会が提出を求める書類</p>					
成果等の 確認方法	令和5年12月28日までに 経営所得安定対策の交付対象面積により確認する。					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和4年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	原村農業再生協議会		整理番号	4		
使途名	地力増進作物の作付（地域の取組に応じた配分）					
対象作物	地力増進作物（基幹） エンバク、ソルガム、ライムギ、ヘアリーベッチ、コブ減り大根					
単 価	20,000円／10a以内					
課 題	<p>【令和4年度の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度目標の達成状況 達成度113.3% ・達成状況に対する評価 達成 ・要因 地力増進作物に対する支援措置が追加されたことにより作付面積が増加したため。 <p>【令和5年度の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連作障害対策や病害虫防除対策(2017年度に当村の一部の農地で重要病害虫が確認され、2018年度から植物防疫法の緊急防除区域に指定されたことにより発生ほ場での野菜の作付けが制限され、農業による防除が開始された。この間、不作付けによる降雨等での土壌の流亡の防止と雑草の抑制を図るため、エンバク等の地力増進作物の作付けが必要となった)は野菜、花きなどの高収益作物の安定した生産を図るうえで欠かせないため当該作物作付けへの支援を継続する。 ・水田の畑地化を目的とした地力増進作物による土づくりもあわせて支援する。 					
目 標			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実施面積 (ha)	目標	—	1.5	1.5	1.6
		実績	1.2	1.7		
内 容	地力増進作物による土づくりの取組に対する支援					
具体的要件	<p>助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金に加入申請した農業者。 <p>助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に規定する水田をいう。なお、助成単位はaとし、小数点以下は切り捨てるものとする。 <p>取組要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者が、前年に地域振興作物の作付を行った助成対象水田において、権原に基づいて対象作物を通常の栽培方法により栽培した場合、又は、全作業受託により対象作物を通常の方法で作付した場合に、作物作付の面積に応じて助成する。ただし、地力増進作物の播種、植え付け、すき込み等管理の状況がわかる作業日誌を備え付けること。地力増進作物については、通常の管理等を行うとともに、ほ場へのすき込みを行うこと。 <p>※通常の栽培方法</p> <p>当地域における栽培として通常の収穫を挙げるのに十分な植栽密度があるとともに通常の肥培管理が行われていること。</p> <p>※全作業受託</p> <p>主要三作業（耕起・整地・播種・すき込み）のすべての作業を受託していること。</p>					
取組の 確認方法	○地域協議会にて以下の書類 及び現地確認により確認する。 営農計画書（交付申請書）、作業日誌、その他必要に応じて地域協議会が提出を求める書類					
成果等の 確認方法	令和5年12月28日までに 経営所得安定対策の交付対象面積により確認する。					
備考	同一ほ場への連続支援は原則2年間までとする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和4年度以前の目標の記載は不要です。

別紙1

地域振興作物(高収益)への助成 別紙

<p>野菜</p>	<p>(あ) 青さやいんげん、青さやえんどう、アスパラガス、イチゴ、エンダイブ、ウド</p> <p>(か) カボチャ、カリフラワー、キャベツ、キュウリ、カブ、こんにやく</p> <p>(さ) しいたけ、ズッキーニ、スイートコーン、セルリー、ジャガイモ</p> <p>(た) チンゲンサイ、トマト、大根、玉ねぎ、漬け菜類、漬けうり</p> <p>(な) ナス、ニンジン、ネギ、ニンニク、野沢菜</p> <p>(は) パセリ、ピーマン、ビーツ、ブロッコリー、ホウレンソウ、白菜、ハーブ、フェンネル、フキ</p> <p>(ま) ミョウガ、メロン</p> <p>(や) ヤーコン</p> <p>(ら) レタス</p> <p>その他野菜、その他きのこ類</p>
<p>花卉</p>	<p>(あ) アスター、アザミ</p> <p>(か) カーネーション、カラー、菊、かすみ草、カンパニュラ、金魚草、グラジオラス、クレマチス</p> <p>(さ) シクラメン、スターチス、シャクヤク</p> <p>(た) デルフィニューム、トルコキキョウ</p> <p>(は) バラ、弁慶草</p> <p>(や) ユリ、ユーカリ</p> <p>(ら) ラベンダー、リンドウ、ラン</p> <p>その他花卉</p>
<p>果樹</p>	<p>ブルーベリー、カシス、ぶどう、クルミ</p> <p>その他果樹</p>
<p>その他</p>	<p>えごま、花豆</p>